

玉名市暴力団排除条例の制定の背景・趣旨・目的について

従来、暴力団は、恐喝、みかじめ料の徴収等により資金を獲得していましたが、近年は不動産業、建設業等に進出を図るなど、その資金獲得活動は巧妙化・潜在化しており、経済社会への悪影響が懸念されています。

また、近年、暴力団の対立抗争がぼっ発しており、住民生活への悪影響も懸念されています。

このような状況を背景として、熊本県では昨年12月「熊本県暴力団排除条例」を制定し、暴力団員による不当な要求行為や暴力団による対立抗争事件の被害から県民を守るとともに、県民や事業者が一体となって熊本県から暴力団を排除する社会的気運を醸成し、安全で安心して生活できる熊本県を実現しようとしています。

玉名市においても、市、市民、事業者が手を携えて暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と経済社会の健全な発展を図るため、この度「玉名市暴力団排除条例」を制定することとしました。